

○概要

現在、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「TAC法」という。)第17条第3項の規定によりTAC法第2条第6項に規定された第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告等に関し必要な事項を「高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年12月27日規則第120号)」で定めています。

また、TAC法第10条第2項の規定に基づき、TAC法第2条第5項に規定する特定海洋生物資源(以下「特定海洋生物資源」という。)をとることを目的とする採捕の停止その他当該特定海洋生物資源の採捕に関し必要な事項を「高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則(平成30年6月29日規則第51号)」で定めています。

漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行による改正後の漁業法(昭和24年法律第267号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、TAC法が廃止され、資源管理に関する事項はすべて改正法へ移行することとなります。これに伴い、これまで定めていた採捕の停止に関する規則及び報告の規則を改正法に基づき定めることとします。

令和3年1月1日以降は、改正法第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、同法及び漁業法施行規則(令和2年農林水産省第47号)を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を「高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」として定めます。また、改正法第33条第2項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量に係る特定水産資源の採捕の停止に関する規則を「高知県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則」として新たに定め、TAC法に基づく規則は廃止します。

新たに定める規則の内容については、廃止する規則から特に変更しておりません。一方、現行の管理期間があるため、廃止する規則の効力が存続するスケジュールは次のとおりとします。

○改正までのスケジュール

	漁業法	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
R2.12.1	・ 法施行 ・ 高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則施行 ・ 高知県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則施行	・ 法廃止 ・ 高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則は3月末まで効力があります。 ・ 高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則は6月末まで効力があります。
R3.1.1		
R3.3.31		
R3.6.30		

※現在、TAC法第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画(以下「県計画」という。)を定めており、その県計画のまさば及びごまさばの管理期間が令和2年7月から令和3年6月末までとなっております。同様に、県計画に定めているくろまぐろの管理期間が令和2年4月から令和3年3月末までとなっております。